

指名競争入札 注意事項付記（工事又は製造用）

- 1 入札回数は、1 回とする。
- 2 予定価格（消費税相当額を含む。）は、指名通知書に記載している。
なお、入札において予定価格以下の価格で申込みできない者は、入札前に辞退することができる。
- 3 予定価格を上回った価格をもって申込みした者の入札は、無効とする。
なお、予定価格は消費税相当額を含んでおり、入札書記載金額との比較は予定価格の 1 1 0 分の 1 0 0 で行うことから、入札書への金額記載にあたっては注意すること。
- 4 最低制限価格は、入札説明書又は指名通知書に記載している。
最低制限価格を下回った価格をもって申込みした者の入札は、無効とする。
なお、最低制限価格は消費税相当額を含んでおり、入札書記載金額との比較は最低制限価格の 1 1 0 分の 1 0 0 で行うことから、入札書への金額記載にあたっては注意すること。
- 5 1 者を除き全員が入札を辞退したとき、又は全員が無効の入札を行ったときは、本件入札は中止する。
- 6 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 7 工事の入札に際しては、入札時に工事費内訳書を提出すること。
- 8 工事費内訳書の記載内容等は、予定価格に応じて次のとおりとすること。
 - （1）予定価格が 3 億円以上の工事の場合
 - ア 任意様式で可。
 - イ 内訳書総額（工事価格）と入札金額は同額となること。
 - ウ 最後一括して合計額から値引きする等の調整は行わないこと。
 - エ 押印は要しないが、工事件名及び商号又は名称を先頭の文書に記載すること。
 - オ 細目の数量、単価、金額が記載された内訳明細書を提出すること。
 - （2）予定価格が 1 千万円超 3 億円未満の場合
 - ア 任意様式で可。
 - イ 内訳書総額（工事価格）と入札金額は同額となること。
 - ウ 最後一括して合計額から値引きする等の調整は行わないこと。
 - エ 押印は要しないが、工事件名及び商号又は名称を先頭の文書に記載すること。
 - オ 内訳明細を集計した種別等の項目ごとの金額を明らかにすること（土木関係については、本工事内訳書で可。）。
 - （3）予定価格が 4 0 0 万円超 1 千万円以下の場合
 - ア 任意様式で可（簡易様式例の提出でも可とする。）。
 - イ 内訳書総額（工事価格）と入札金額は同額となること。
 - ウ 最後一括して合計額から値引きする等の調整は行わないこと。
 - エ 押印は要しないが、工事件名及び商号又は名称を先頭の文書に記載すること。
 - オ 工事費内訳書は、最低限、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費及び工事価格の金額を記載したものを提出すること。
- 9 前項第 2 号及び第 3 号の場合においても、必要に応じ、別途、細目が記載された内訳明細書の提出を求めることがあるので、その場合は速やかに提出すること。
- 10 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- 11 上記のほか、福岡市水道局契約事務規程第 1 2 条各号の規定に該当する入札その他関係法令に違反した者のした入札は無効とする。